

5 違反の概要

①事業用自動車の使用停止処分

1. 届出を行った旅客の運賃及び料金の収受を適切に行っていなかった。
(道路運送法第9条の2第1項)

2. 事業計画の定めるところに従わずに業務を行っていた。
(道路運送法第16条第1項)
 - ・事業計画で定めていない営業所で業務を行っていた。

3. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
 - ・初任運転者及び高齢運転者に対して告示で定める運転適性診断を受診させていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

②文書警告

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
 - ・運送引受書の記載を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
 - ・乗務員の健康状態を適切に把握していなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
 - ・点呼の記録を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
 - ・点呼の規定事項の記録を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
 - ・運行指示書の規定事項の記載を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
 - ・乗務員台帳の作成を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
 - ・高齢運転者に対する特別な指導を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)